

重要事項説明書

(契約概要・注意喚起情報)

- (1)ご契約に際して、特にご確認していただきたい大切な事項です。必ず最後までお読みください。(詳細につきましてはご契約時にお渡しする『契約のしおり』をご参照ください。)
(2)保険契約者と被保険者(入居者の方)が異なる場合は、保険契約者から被保険者の方に、必ず『重要事項説明書』の内容をご説明ください。

契約概要のご説明

I. 『SANKO ライフガード』について

1. 商品のしくみ

同時契約(セット契約)

家財補償(賃貸住宅居住者向家財保険) + 賠償補償(賃貸住宅居住者向賠償責任保険) + 特約

2. 保険の対象(目的)

家財：賃貸住宅(被保険物件：保険証券に目的の所在地と記載)内に収容された被保険者(保険証券に記載)が所有する生活用の動産。

+

賠償事故：被保険者(保険証券に記載)の方の、
①火災、破裂・爆発による賃貸住宅(被保険物件：保険証券に目的の所在地と記載)の貸主への法律上の損害賠償責任(原状回復義務)。
②日常生活における偶然な事故による、他人への法律上の損害賠償責任。
※示談代行サービスは付帯されていません。

3. 付帯できる主な特約 ご契約には、以下の特約を付帯してお引受けします。(詳しくは、それぞれの特約にてご確認ください。)

補償内容等に関する特約	修理費用拡張担保特約	不測かつ突発的な事故により、対象設備に損害が生じた場合に、被保険者が負担した修理費用を補償します。
	転居に関する特約	被保険者が転居する際、転居前物件において生じた保険金の支払事由に対しても、転居後物件に対する保険契約によって補償します。
ご契約の形態等に関する特約	契約手続きに関する特約	保険契約者は、申込書を郵送することにより、保険契約の締結を申込むことができます。
	インターネット特約	保険契約者は、インターネット等の情報処理機器等の通信手段を用いて保険契約締結の意思表示を行うことができます。
	保険料コンビニエンスストア払い特約	保険契約者は、専用払込票を用いて、提携コンビニから保険料を払込むことができます。

4. 補償プランと保険金額および保険料

補償内容・支払保険金 ◆家財保険	保険料(2年一括)	保険金額別 支払限度額 ※1回の事故につき				
		200万円 プラン	350万円 プラン	500万円 プラン	700万円 プラン	900万円 プラン
	保険料(2年一括)	17,000円	21,000円	25,000円	29,000円	33,000円
	①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④風災、ひょう災または雪災(損害の額が20万円以上となった場合に限る) ⑤給排水設備に生じた事故または被保険物件以外の戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ ⑥被保険物件の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊 ⑦騒乱およびこれに類似の集団行動に伴う暴力行為または破壊行為	保険金額が限度				
	⑧水災による床上浸水(損害額の70%)	140万円	245万円	350万円	490万円	630万円
	⑨盗難 家財 通貨(盗難のみ) 預貯金証書(盗難のみ)	100万円 20万円 200万円				
	⑩破損・汚損 持出家財保険金(上記①～⑦、⑨による事故)	20万円(免責金額:1事故2万円) 100万円				
	地震	対象ではありません				

		保険金額別 支払限度額 ※ 1回の事故につき						
		200万円 プラン	350万円 プラン	500万円 プラン	700万円 プラン	900万円 プラン		
補償内容・支払保険金	◆ 賠償責任保険 個人賠償責任	借家人賠償責任（火災、破裂・爆発）						
		被保険物件の使用または管理に起因する事故による他人への損害賠償						
		日常生活の偶然な事故（当社が定めている事故）による他人への損害賠償						
		被保険物件内の偶然な水漏れ事故による貸主に対する賠償責任						
費用保険金	◆修理費用拡張担保（特約）		対象設備修理費用保険金					
	臨時費用保険金（実額）			60万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	残存物取片付費用保険金（実額）			20万円	35万円	50万円	70万円	90万円
	損害防止費用保険金（実額）			20万円	35万円	50万円	70万円	90万円
	地震火災費用保険金			10万円	17万5千円	25万円	35万円	45万円
	修理費用保険金			100万円				
	ドアロック交換費用保険金			3万円				

※1回の事故につき、総額1,000万円限度

※水災、盗難、破損・汚損による場合および持出家財保険金、地震火災費用保険金の支払対象となる場合には、

上記の臨時費用保険金、残存物取片付費用保険金および損害防止費用保険金の支払いはありません。

※水災、破損・汚損による場合には、上記の修理費用保険金の支払いはありません。

5. 保険期間

(2) 保険金額の調整

保険期間	2年間 保険契約の始期日は保険証券記載の初日とし、午前0時に始まり、保険期間が経過した日（満了日）の24時に終了します。
------	---

家財保険金額が保険の目的の価額を超えていたことについて、契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、その超過部分について、この保険契約を取消すことができます。

6. 家財の保険金額について（引受条件）

7. 保険料のお支払方法について

(1) 家財の保険金額の設定

ご契約いただく家財の保険金額は、ご所有の家財を再取得するための金額を設定していただきます。

ご家族の構成（人数）、年齢、お部屋の広さ等を目安に次の5つのパターンからお決めいただきます。

（再調達価額）

ご家族の人数	家財の保険金額（目安）
1人（ワンルーム等）	200万円
1人	350万円
1人～2人	500万円
1人～3人	700万円
2人～4人	900万円

保険事故が発生した場合に、十分な保険金を受け取っていただるために、ご所有の家財の正しい再調達価額で、保険金額を設定してください。

保険料の払込方法	保険契約の申込時に現金でお支払いいただきますが、以下のいずれかの方法もお取扱いします。 (1) 金融機関からの振込・振替の場合は、保険期間開始日の前日までに所定の銀行口座に着金するよう手手続きしてください。 (2) コンビニ払込の場合は期限までに払込みください。
----------	---

8. 保険料の増額・保険金の削減などについて

- 保険金の支払事由の発生が著しく増加し、保険料の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じたときは保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- 不測かつ急激な損害の増大等により、保険金の支払事由が一時に多数発生し、保険金の支払事由が集積した結果、当社の経営維持に重大な影響があると特に認めたときは、保険金を削減して支払うことがあります。

9. 満期返還金・契約者配当金について

この契約には、満期返還金、契約者配当金はありません。

10. 保険契約の解約と返還保険料について

解約手続	保険契約を解約される場合は、当社取扱代理店または当社にお申し出ください。
返還保険料	保険料返還率表により計算した返還保険料をご指定の保険契約者本人口座に返金いたします。 (1) 未経過残月数によっては、返還保険料が生じない場合があります。 (2) 被保険者の増員または減員および転居に伴うお部屋の広さの増減に合わせて保険金額を変更する場合は、未経過期間に対し日割りをもって計算した額を返還します。

保険料返還率表

未経過月数	返還率	未経過月数	返還率	未経過月数	返還率
23月	70%	15月	42%	7月	14%
22月	67%	14月	39%	6月	11%
21月	63%	13月	35%	5月	7%
20月	60%	12月	32%	4月	4%
19月	56%	11月	28%	3月	0%
18月	53%	10月	25%	2月	0%
17月	49%	9月	21%	1月	0%
16月	46%	8月	18%		

注意喚起情報のご説明

II. 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務

保険契約者または被保険者には、保険契約締結時に保険契約の内容、危険に関する重要な事項について、当社が求めた次の各号を申し出ていただく義務（告知義務）があります。

①	保険契約者の氏名または名称
②	被保険物件の所在地、共同住宅の場合は戸室を特定できる号室（住所、号室は賃貸借契約書上の賃貸物件の住所および号室と同じであること）
③	被保険者全員の氏名、生年月日
④	被保険物件の用途（住居専用）
⑤	被保険者全員の他社の保険契約の有無

2. クーリングオフについて（クーリングオフ説明書）

保険契約者が個人の場合、保険契約のお申し込み後であっても、保険契約のお申し込みの撤回、解除（クーリングオフ）を行うことができます。

お申し出できる期間	『保険契約の申込日』または『本書面を受け取った日』のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。
お申し出方法	郵送による書面（8日以内の消印有効）または電子メールにて通知していただきます。
保険料の取扱	保険契約は成立しなかったものとして、既に支払われた保険料があれば全額返金いたします。

《クーリングオフができない主な場合》（保険業法第309条）

①	予め日を指定し、当社取扱代理店の事務所または営業所等で、保険契約の申し込みがあった場合
②	法人名義での保険契約の申し込みがあった場合
③	保険契約者が郵送等の方法により保険契約の申し込みをした場合

※既に保険金をお支払いする事由（保険事故）が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合には、クーリングオフのお申し出の効力は生じず、保険金をお支払いたします。

3. 補償の重複について

補償内容が同様の他の保険契約等がある場合、補償が重複することがあります。対象となる損害・費用について、この契約と他の保険契約のいずれからも保険金が支払われる場合がありますが、損害・費用の額を超えて支払われることはありません。補償内容や保険金額をご確認のうえ、お申し込みください。

《補償が重複する可能性のある保険（特約等）》

今回ご契約いただく補償	重複が生じる他の保険契約の例
家財補償	生活総合補償等の補償制度
個人賠償責任	自動車保険等の日常生活賠償特約

III. 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務

保険契約の締結後、以下のいずれかに該当する事実が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なくその旨を当社に通知しなければなりません。

- ① すべての被保険者が被保険物件に居住しなくなったこと
- ② 被保険物件の用途を変更したこと
- ③ その他、「II.1. 告知義務」①～③の内容に変更が生じたこと

[変更手続の特記事項]

◎ 被保険者の増減または転居に伴うお部屋の広さの増減にあわせて（同時に）保険金額を変更する場合には、保険契約を解約（日割りにて保険料を返還します。）して、新たな保険金額でご契約を締結（新契約）していただきます。

◎ 転居による被保険物件の変更の場合は、付帯する「転居に関する特約」により、転居前物件で生じた保険金の支払事由についても補償します。ただし、転居前物件と転居後物件との賃貸借契約等の期間が重複している場合に限り、30日間を限度とします。（SANKO引越期間補償®）

※本補償は、引越作業中（搬入中、搬出中、輸送中）は対象外です。

SANKO引越期間補償®は株式会社SANKO少額短期保険の登録商標です。



2. 保険契約の始期日

この保険契約の始期日は、以下のいずれか遅い日とします。

- (1)申込書に記載された日
- (2)当社が保険契約者から保険料を領収した日
満了日は、始期日から2年が経過した日です。
- 保険料を「コンビニ払い」とする場合には、申込日から3か月後の応当日前日までに保険料の払込みがない場合は、その契約は不成立となります。

IV. 保険金等をお支払できない主な場合

次に掲げる事故によって生じた損害または費用に対しては、保険金をお支払いいたしません。

①	保険契約者、被保険者またはこれらの代理人の故意もしくは重大な過失、目的用途以外の使用によって生じた損害
②	保険契約者または被保険者が所有もしくは運転する車両または積載物の衝突・接触による事故
③	戦争、武力行使、革命、武装反乱、その他これらに類似の事変・暴動による損害
④	地震、噴火、津波による直接・間接的な損害（ただし、地震火災費用保険金の支払事由に該当する場合を除きます）

V. その他ご留意いただきたいこと

1. 少額短期保険商品について

当社は、少額短期保険業者であり、保険商品は次の通りです。

引受限度額	1被保険者当たりの保険金額は1,000万円限度です
	1保険契約者当たりの保険金額の合計は10億円限度です
保険期間	2年間
保険料払込猶予	保険料の払込猶予はありません

2. 少額短期保険業について

保険料の増額 保険金の減額	保険金の支払事由の発生が著しく増加し、保険料の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じたときは、当社は、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
一時的な 保険金の 削減払い	不測かつ急激な損害の増大等により、保険金の支払事由が一時に多数発生し、保険金の支払事由が集積した結果、当社の経営維持に重大な影響があると特に認めたときは、当社は、当社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。
更新時の 保険料の増額 、保険金額の 減額または 更新の停止	当社は、この保険の収支が悪化し、保険料の計算の基礎に影響を及ぼす事情が発生したと認めた場合には、当社の定めるところにより、保険契約の更新時において保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。 また、当社は、この保険商品が不採算となり、更新契約の引受けが当社の経営に重大な影響を及ぼすと判断した場合は、更新契約を引受けないことがあります。
セーフティーネットについて	当社は、「保険契約者保護機構」の会員ではありませんので、同機構の行う資金援助等の処置、補償対象保険契約に該当しません。 しかしながら、責任準備金を十分に積み立て、再保険契約を行い将来の支払に備えるなど、長期的な視点で、安定した事業運営を行っております。

個人情報の取扱いについて

株式会社 SANKO 少額短期保険は、本契約に関する個人情報を、保険契約の引受・保険金支払いの判断、保険契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、必要な範囲内で利用することができます。

詳しくは当社webサイト

(<https://www.sanko-syougakutanki.co.jp/privacypolicy.html>)に掲載した「プライバシーポリシー」にてご確認ください

ご意見・苦情のお申し出について

当社の商品・サービス等に関するご意見・ご相談等のお申し出は、お客様相談窓口をご利用ください。

尚、問題を解決できない場合は、当社加入協会の「少額短期ほけん相談室」にご相談いただくこともできます。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

電話(フリーダイヤル): 0120-82-1144

受付時間: 9:00~12:00, 13:00~17:00

受付日: 月曜日から金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く)

支払時情報交換制度について

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金の支払いまたは保険契約の解除、取消もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しています。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページをご参照ください (<http://www.shougakutanki.jp/>)

 株式会社 SANKO 少額短期保険

〒636-0002

奈良県北葛城郡王寺町王寺二丁目7番13号 山晃ビル

電話 0745-31-0002

お客様相談窓口  0120-00-8188

午前9時30分~午後6時 (定休日を除く)

事故受付センター  0120-54-0170 (24時間受付)